Ｂ　①旧株式会社トラベルプラザ　㈱株式会社ユーフォーム　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1834号　④旧株式会社トラベルプラザ　大阪市北区天満二丁目８番11号　㈱株式会社ユーフォーム　大阪府四條畷市大字清瀧18番地の５　代表取締役　牛田廣一　⑤本社営業所　旧大阪市北区天満二丁目８番11号　㈱大阪府四條畷市大字清瀧18番地の５　⑥平成９年２月６日　⑧平成22年２月６日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府四條畷市大字清瀧18番地の５　株式会社ユーフォーム　代表清算人　牛田尚志

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 9 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社i heart　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2614号　④株式会社i heart　大阪市北区梅田２－６－20パシフィックマークス西梅田４階　代表取締役　林善美　⑤本社　大阪市西区西本町一丁目８番２号三晃ビル６Ｆ　⑥平成23年７月25日　⑦平成28年７月25日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社佐久グリーンツーリスト　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－448号　④有限会社佐久グリーンツーリスト　南佐久郡佐久穂町大字海瀬6382番地２　清算人　三浦秀一　⑤本社営業所　南佐久郡佐久穂町大字海瀬6382番地２　⑥平成14年10月29日　⑦平成28年７月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社平松観光（ＨＭ　ＴＲＡＶＥＬ）　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３－121号　④有限会社平松観光　高島市今津町中沼二丁目２番地５　代表取締役　平松雄一　⑤本社営業所　高島市今津町中沼二丁目２番地５　⑥昭和63年12月23日　⑦平成28年８月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年 9 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アパマン　②群馬県知事⑷5779　③代表取締役　梶山里子　④群馬県桐生市錦町三丁目10番２号　⑤1000万円　⑥群馬県知事　⑦群馬県桐生市境野町二丁目612番地の３　梶山里子

①三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　②届出第６号　③代表取締役　池谷幹男　④東京都千代田区丸の内１丁目４番５号　廃止した従たる事務所　群馬県高崎市連雀町81（高崎支店）　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　代表取締役　池谷幹男

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 28 年 9 月 21 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	（代表者の）氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平28不保457	株式会社ユウ建築事務所	北海道知事石狩⑷6466	代表取締役 大澤正樹	北海道札幌市白石区北郷四条９－１－28	1000万円
平28不保458	株式会社ランドプランニング	北海道知事石狩⑶6718	代表取締役 佐山正敏	北海道札幌市北区北三十一条西４－３－10	〃
平28不保459	共立不動産商事	宮城県知事⑺3146	佐藤元一	宮城県仙台市太白区長町３－２－５	〃
平28不保460	株式会社ケービーシー	福島県知事⑹1630	代表取締役 馬場健作	福島県いわき市平四ツ波字糖塚１－２	〃